○公害関係事案措置要綱

昭 和 48年 9 月 6 日

埼例規第41号・保・備一・備二・交指・交規

警　察　本　部　長

公害関係事案措置要綱の制定について（例規通達）

近時、公害問題は、ますます深刻化し、国民の日常生活に重大な影響を与え、大きな社会問題となつているとともに、公害関係事案の発生も著しく増加する傾向にある。

このような情勢から、公害事犯の取締りの強化、公害をめぐる紛争事案に対する適正な措置、交通公害防止対策の推進等について、このたび、みだしの措置要綱を制定したから、その運用に遺憾のないようにされたい。

別添

公害関係事案措置要綱

（目的）

第１　この要綱は、公害事犯の取締りの強化、公害をめぐる紛争事案に対する適正な措置、交通公害防止対策の推進等を図り、公害関係事案について積極的かつ適切に対処するため必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第２　公害関係事案の処理に当たつては、関係行政機関と緊密な連絡を保ちつつ、事案に即し指導、警告、検挙等の措置を積極的に講ずることを基本方針とする。

一部改正〔平成11年第67号〕

（公害事犯の取締り）

第３　公害事犯の取締りに当たつては、次に掲げる事犯を重点とし、罪質、罪情、被害の状況、住民感情等からみて、悪質又は重要と認められる事犯については、厳格な検挙措置を講ずるものとする。

(1)　法令に定める人の健康の保護及び生活環境の保全に係る基準を著しく超えて、有害物質等を排出し、若しくは騒音を発する事犯

(2)　有害物質等を含有し、又は悪臭を発する廃棄物等を不法に処分する事犯

(3)　無許可（無届）で行われる事犯及び行政機関による指導措置、改善命令等に反して行われる事犯

２　公害事犯の捜査に当たつては、事犯の特性にかんがみ、上級幹部による指揮の徹底を期し、検挙に際しては、事前に綿密な内偵を遂げ、採証及び証拠の保存を綿密に行つて必要な資料を確保するとともに、着手の時期、方法、体制等について十分検討しなければならない。

３　告訴、告発の処理に当たつては、その動機、背景等をは握するとともに、捜査着手の時期等についても慎重に配慮して、取締りが紛争等に利用されないよう十分注意しなければならない。

一部改正〔昭和51年第９号〕

（公害紛争事案に対する措置）

第４　公害をめぐる紛争事案の処理に当たつては、厳正、公平な立場を堅持し、幹部自ら事態を掌握して、事案が違法行為に発展するおそれのある場合は、紛争の原因、当事者の動向、

行政機関の対策等を早期かつ的確には握し、必要に応じて関係機関、当事者等に対し、警告、申し入れ等の措置を行いその未然防止に努めるものとする。

また、違法行為がひき起こされた場合においては、違法行為は放置しないという基本方針のもとに、事態の推移を見きわめ、対象に応じた適正な措置を行うものとする。

（交通公害に対する措置）

第５　交通公害に対する措置については、特に夜間の自動車騒音等による交通公害及び都市部における自動車排出ガスによる交通公害の防止を重点とし、必要な交通規制及び指導取締りを積極的に推進するものとする。この場合において、関係機関の施策が先行又は並行して講じられることが適当であると認めるときは、積極的に要請して有効適切な施策の促進を図らなければならない。

２　交通公害を防止するための交通規制は、当該交通規制がもたらす交通公害の防止効果と、社会生活上の影響について、慎重に検討を行い有効適切な措置を講ずるものとする。

一部改正〔昭和51年第９号〕

（公害に関する苦情処理）

第６　公害に関する苦情の届出があつた場合は、届出者の立場にたつて懇切に事情を聴取し、その内容について十分は握し、警察独自で措置し得る事案については指導、警告等の措置を迅速適切に行い、また、行政機関等の措置が必要と認められる事案については、関係機関等に対する措置要請を適切に行うとともに、その結果を確認しておかなければならない。

２　前項の苦情を処理したときは、環境関係事犯指導取締り推進要領（平成11年埼例規第68号・生経）別記様式第３の環境関係事犯処理票を作成し、その処理状況を明らかにしておくものとする。

一部改正〔昭和51年第９号、52年第28号、57年第34号、62年第50号、平成５年第69号、11年第67号〕

（公害をめぐる動向のは握）

第７　公害関係事案に対する措置を適正に行うため、平素から関係機関等と緊密に連絡を保持して、公害問題の実態を的確には握するとともに事案が現に発生し、又は発生のおそれがある場合には、公害の態様、発生源となる企業等の実態、当事者及び世論の動向、事案の背景、行政機関の措置方針等について、幅広くかつ的確には握するものとする。

一部改正〔昭和51年第９号〕

（体制の確立）

第８　公害関係事案の処理は、捜査、鑑識、警備、交通、地域等各部門に関連するので係相互間の連絡協調体制を確立し、総合力が発揮できるよう配意しなければならない。

２　生活安全部生活経済課長は、前項の目的を達するため、各部門間の連絡、調整、総括に当たるものとする。

３　警察署長は、公害関係事案の処理を担当する幹部を指定するとともに、関係各課（係）を網らした事案処理体制を確立しておかなければならない。この場合、事案多発署にあつては、すみやかに専従取締体制の確立を図るものとする。

４　公害関係事案に対処するため、採証活動に必要な装備資器材及び分析測定に必要な鑑識用資器材の整備充実を図るものとする。

一部改正〔昭和51年第９号、61年第11号、平成４年第55号、６年第48号、11年第67号、17年第657号、27年第774号〕

（教養の徹底）

第９　公害事犯取締り担当者に対しては、企業等における製造設備等についての知識及び測定器材等の取扱い、検体の採取、保存法等についての専門的教養の徹底を図らなければならない。

２　警察職員に対しては、公害の現状、公害事犯の端緒は握、苦情の処理、公害関係諸法令等について必要な教養を行わなければならない。

一部改正〔昭和51年第９号〕

（報告）

第10　警察署長は、次の事項について迅速かつ的確に報告しなければならない。

(1)　公害事犯及び取締りの及ぼした影響、効果等

(2)　公害をめぐる紛争事案及び紛争のおそれのある事案

(3)　その他公害をめぐる動向

実施日

この要綱は、昭和48年９月６日から実施する。

実施日（昭和51年４月13日埼例規第９号・務）

この例規通達は、昭和51年４月13日から実施し、昭和51年４月１日から適用する。

実施日（昭和52年11月18日埼例規第28号・生）

この例規通達は、昭和52年11月18日から実施する。

実施日（昭和57年11月９日埼例規第34号・生）

この要綱は、昭和58年１月１日から実施する。

実施日（昭和61年３月26日埼例規第11号・務）

この例規通達は、昭和61年４月１日から実施する。

ただし、第３〔特別昇給実施要領〕、第５〔地方警務官に対する旅費支給要領〕、第６〔警察参考人等に対する費用弁償に関する要綱〕及び第７〔退職手当支給事務の取扱いについて〕の改正規定は、昭和61年３月26日から実施する。

実施日（昭和62年12月23日埼例規第50号・務）

この例規通達は、昭和63年１月１日から実施する。

実施日（昭和63年３月28日埼例規第16号・務）

この例規通達は、昭和63年４月１日から実施する。

実施日（平成４年３月17日埼例規第11号・務）

この例規通達は、平成４年３月17日から実施する。

実施日（平成４年８月31日埼例規第55号・務）

この例規通達は、平成４年９月１日から実施する。

実施日（平成５年12月20日埼例規第69号・務）

この例規通達は、平成６年１月１日から実施する。

実施日（平成６年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成６年11月１日から実施する。

実施日（平成７年３月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成７年４月１日から実施する。

実施日（平成８年９月12日埼例規第47号・務）

この例規通達は、平成８年９月12日から実施する。

実施日（平成11年11月８日埼例規第67号・生）

この例規通達は、平成11年12月１日から実施する。

実施日（平成17年３月29日務第657号）

この通達は、平成17年４月１日から実施する。

実施日（平成27年３月31日務第774号）

この通達は、平成27年４月１日から実施する。